

平成 25 年 3 月 29 日

高砂市規則第 19 号

高砂市専用水道に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）
、水道法施行令（昭和32年政令第336号。）及び水道法施行規則（昭和32
年厚生省令第45号。）に定めるもののほか、法第 3 条第 6 項に規定する専
用水道（以下「専用水道」という。）の取扱いについて必要な事項を定め
るものとする。

(専用水道布設工事確認申請書)

第 2 条 法第33条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

(専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届)

第 3 条 法第33条第 3 項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書
記載事項変更届（様式第 2 号）により行わなければならない。

(専用水道給水開始届)

第 4 条 法第34条第 1 項において読み替えて準用する法第13条第 1 項の規定
による届出は、専用水道給水開始届（様式第 3 号）により行わなければな
らない。

(専用水道給水開始前の検査の結果報告)

第 5 条 専用水道の設置者は、法第34条第 1 項において読み替えて準用する
法第13条第 1 項の水質検査及び施設検査を行ったときは、速やかに専用水
道給水開始前の検査結果報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければな
らない。

(水道技術管理者の設置及び変更の届出)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において読み替えて準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を置いたとき、又はこれを変更したときは、速やかに水道技術管理者設置(変更)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(水質検査の結果報告)

第7条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の規定により水質検査を行ったときは、速やかに水質試験結果書の写しを市長に提出しなければならない。

(健康診断の結果報告)

第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において読み替えて準用する法第21条第1項の規定により健康診断を行ったときは、速やかに健康診断結果書の写しを市長に提出しなければならない。

(給水の緊急停止の報告)

第9条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において読み替えて準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、速やかに給水緊急停止報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(維持管理の状況の記録)

第10条 専用水道の水道技術管理者は、毎月ごとに当該専用水道の維持管理の状況に関する記録を専用水道維持管理記録(様式第7号)により作成し、作成後3年間保存しなければならない。

(専用水道業務委託及び委託契約失効の届出)

第11条 法第34条第1項において読み替えて準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、専用水道業務委託(委託契約失効)届(様式第8号)により行わなければならない。

(専用水道の休止及び廃止の届出)

第12条 専用水道の設置者は、専用水道を休止し、又は廃止したときは、速

やかに専用水道休止（廃止）届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（書類の提出部数）

第13条 法、水道法施行令、水道法施行規則及びこの規則の規定により市長に提出する書類は、1部とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。